

平成30年第19回公安委員会会議録

日時	7月12日(木曜日)		自午後1時30分 至午後5時00分	場所	公安委員会室
会議	公安委員	高木委員長 原委員 山本委員 小野委員 下山委員			
出席者	警察職員	本部長 警務部長 生活安全部長 刑事部長 交通部長 警備部長 情報通信部長			

**第1 聴聞等についての決裁**

運転免許課長から、聴聞10件、意見の聴取25件について説明があり、決裁が行われた。

**第2 定例会議**

**1 平成30年6月熊本県議会定例会の結果について**

6月熊本県議会定例会が、平成30年6月8日(金)から6月28日(木)までの21日間開催された。

警察関係提出議案等は、

- 平成29年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 平成29年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 専決処分の報告について

であった。

本会議での警察関係の質問・要望等は、

- 国際スポーツ大会に向けた全庁的な取組について～大会に向けた警察の対応について
- 通学時における子どもたちの安全確保について

教育警察常任委員会での質問・要望等は、

- 公用車事故について
- 運転免許証の返納について
- 児童相談所との連携について
- 交通機動隊員訓練の継続について
- 警察署の施設整備について

であった。

**【委員からの質問等】**

委員から「運転免許証の返納の説明を行う際は、的確で丁寧に、そして優しく行うことにより、ご本人が本当に免許証を返納しなければならないと思ってもらえることが大切ではないか」との発言があり、警察から「本人の意思で自主返納をしていただけるよう、気を配りながら対応していきたい」旨の説明があった。

## 2 児童虐待事案における関係機関との情報共有に関する協定の締結について

### (1) 協定締結の目的

児童虐待事案が多様化、深刻化している現状に鑑み、熊本県、熊本市及び警察が緊密に連携し、迅速かつ円滑な情報の提供及び共有を図ることにより、児童虐待事案の早期発見と被害の拡大防止に資するため。

### (2) 締結年月日

平成30年6月28日

### (3) 締結者

- 熊本県（健康福祉部長）
- 熊本市（健康福祉局長）
- 熊本県警察本部（生活安全部長）

### (4) 協定により共有する情報の内容

- 児童の安全確認又は安全確保のために必要と認められるもの
- 刑事事件として立件される可能性があるもの
- 保護者等が児童の安全確認に強く抵抗を示し、又はそのおそれがあるものなど

#### 【委員からの質問等】

委員から「悲惨な事案を防ぐため、児童相談所と緊密に連携してもらいたい」旨の発言があり、警察から「これからもしっかりと連携していく」旨の説明があった。

## 3 八代市沖町における持凶器コンビニ強盗事件の発生・検挙について

平成30年6月29日（金）、熊本県八代市沖町所在のコンビニエンスストアにおいて発生した強盗事件につき、同日、被疑者A（アルバイト、31歳）を強盗罪で緊急逮捕した

## 4 熊本市中央区国府1丁目における持凶器コンビニ強盗事件の発生・検挙について

平成30年7月11日（水）、熊本市中央区国府1丁目所在のコンビニエンスストアにおいて発生した強盗事件につき、同年7月12日（木）、被疑者B（無職、21歳）を強盗罪で緊急逮捕した

#### 【委員からの質問等】

委員から「二つの事件ともスピード検挙ということで、県警察の捜査能力の高さやチームワークを高く評価している。安全安心の面からも県民へのアピールをしっかりとってもらいたい」旨の発言があった。

## 5 高速道路における「あおり運転等特別対策」の実施結果について

### (1) あおり運転等特別対策

#### ア 本県特別対策

##### (ア) 実施期間

平成30年5月22日から6月29日までの39日間

##### (イ) 指導取締り実施結果

- |              |            |
|--------------|------------|
| ・ 車間距離保持義務違反 | 48件（警告71件） |
| ・ 追越し方法違反    | 6件（〃 0件）   |
| ・ 合図不履行      | 30件（〃 6件）  |
| ・ 進路変更禁止違反   | 0件（〃 2件）   |

- ・ 通行帯違反（県指定） 107件（＼ 19件）
- 合計191件（＼ 98件）

イ 全国一斉取締り

(ア) 実施期間

平成30年6月1日から同月7日までの7日間

(イ) 指導取締り実施結果（本県特別対策の内数）

- ・ 車間距離保持義務違反 11件（警告14件）
- ・ 追越し方法違反 1件（＼ 0件）
- ・ 合図不履行 9件（＼ 2件）
- ・ 進路変更禁止違反 0件（＼ 1件）
- 合計21件（＼ 17件）

ウ 広報啓発活動

- のぼり旗15本を活用した八代IC料金所におけるキャンペーンの実施
- リーフレット500枚をSA・PA等に配布・掲示
- 道路情報板を活用した広報啓発
- 県警ツイッターを活用した広報啓発
- Fネットを活用した熊本県高速道路交通安全協議会等に対する広報啓発

エ 効果

(ア) あおり運転に関する110番通報件数

- ・ 対策前(4月) 18件
- ・ 対策開始時(5月) 13件
- ・ 対策中(6月) 9件

(イ) 交通事故発生件数（自損事故を除く）

- ・ 対策前（本年5月までの1か月平均）人身：5.2件 物件：53.8件
- ・ 対策中（6月中の発生件数） 人身：2.0件 物件：27.0件

(2) その他

今後、航空隊（ヘリコプター）と高速隊等との連携による「空陸一体・あおり運転等特別取締り」を計画中

【委員からの質問等】

委員から「あおり運転の取締りを強化しているという広報をしっかりとやってもらいたい」との発言があり、警察から「マスコミに取り上げてもらっており、交通事故も減少している」旨の説明があった。併せて委員から「テレビ報道を見てみると、今の道路交通法ではあおり運転を想定していないように思う。警察として取締りがしやすいように、立法化の動きが出てくれば良いと思う」旨の発言があった。

6 「テロ対策パートナーシップ推進会議くまもと」設立会議の開催について

(1) 目的

テロ等を許さない安全な熊本の実現を目指し、関係機関・団体、民間事業者等が緊密に連携して、継続的に各種テロ対策を推進することを目的とする。

(2) 日時

平成30年7月27日（金）午後2時から午後4時までの間

(3) 場所

警察本部 10階 多目的ホール

(4) 参加機関等（現時点 40）

ア 行政機関（10機関）

(ア) 国（入国管理局、八代税関支署、熊本空港事務所、熊本海上保安部）

(イ) 熊本県（危機管理防災課、国際スポーツ大会推進事務局、熊本港管理事務所、八代港管理事務所）

(ウ) 熊本市（消防局、危機管理防災総室）

イ 事業所（26事業所等）

公共交通機関、ライフライン、大型商業施設、集客施設、国際スポーツ大会施設、観光・宿泊施設、医療関係機関、警備業等

ウ 警察関係（3組織）

サイバーテロ対策連絡協議会、爆発物原料取扱業者等ネットワーク、沿岸警備協力会

エ 事務局

警備第二課

(5) 今後の活動内容

ア 定例会（年1回）

イ テロの未然防止に向けた情報共有

ウ 危機意識の醸成と自主警備体制の強化

エ 通報・連絡体制の確立と各種訓練

オ 広報啓発活動

【委員からの質問等】

委員から「26事業所は警察で選んだのか」との質問があり、警察から「各県の取組を参考に事業所の選定を行っている」旨の説明があった。

7 梅雨前線等による大雨対応について

(1) 梅雨前線等による大雨対応（警察措置）

ア 災害警備対策室設置状況

最大時（7月6日（金）午後5時54分警報発表時）

県内23警察署全てに対策室を設置

警備第二課長以下、県下380人体制で対応

イ 部隊関係

7月6日（金）から7日（土）まで機動隊に待機指示（出動なし）

(2) 県内被害状況（県報告：7月10日（火）午後2時現在）

ア 人的被害

重傷者 1名

イ 物的被害

住家被害

○ 半壊 2棟

○ 床上浸水 3棟

○ 床下浸水 59棟

○ 一部損壊 2棟

(3) 広域緊急援助隊の派遣

ア 派遣期間

平成30年7月8日(日)から同月12日(木)までの5日間

イ 派遣先

広島県警察

ウ 派遣部隊(計25人)

広域緊急援助隊(警備部隊) 中隊長以下23人

※ 機動警察通信隊(九州管区警察局熊本県情報通信部)2人帯同

エ 任務

捜索及び救助活動

【委員からの質問等】

委員から「被災地へ派遣され、休みなしで活動を行うのは大変だと思う。しっかり隊員をねぎらってもらいたい」との発言があり、警察から「広島県警の警備部長からもお礼の電話があっている」旨の説明があった。

第3 報告・決裁等

1 長崎県公安委員会からの援助要求の決裁

警備第二課次席から説明があり、決裁が行われた。

2 荒尾自動車学校の閉校に伴う熊本県公安委員会告示の一部改正及び運転免許取得者教育の認定の取消しに伴う熊本県公安委員会告示の決裁

運転免許課長から説明があり、決裁が行われた。

3 監察業務の報告

首席監察官から報告が行われた。

4 平成30年警察部外功労者表彰(警察協力章)及び平成30年九州管区警察局警察部外協力者表彰の報告

首席監察官から報告が行われた。

5 苦情(H30 No.5)回答の決裁

交通指導課長から説明があり、決裁が行われた。

6 平成30年第18回公安委員会会議録の決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

7 審査請求(事実を証する書類提出)の決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

8 要望(H30 No.5)受理及び措置の決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

9 苦情(H30 No.9)受理の決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

10 苦情(H30 No.10)受理の決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。